

意 見

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づく審査の結果に添えて、ここに意見を記載する。

意見とは、本庁定期監査の実施及び決算審査の過程において発見された事項や課題と考えられるもの並びに大阪府の組織及び運営の合理化に資する事項等について、監査委員が必要と認めて記載したものであり、具体的には以下によって構成される。

(1) 総括意見

大阪府全体の取り組むべき事項や課題、大阪府の組織及び運営の合理化に資する事項等について、監査委員が必要と認めて記載したものである。

(2) 個別意見

平成 22 年度を対象として実施した本庁定期監査を通じて、大阪府の組織及び運営の合理化に資するため監査委員が必要と認めて監査結果に付したものである。

(3) 指摘事項等

平成 22 年度を対象として実施した本庁定期監査を通じて、大阪府の財務及び事務事業の執行に関する事項について各部局毎に事情聴取を行い、法令等に抵触する事項で指摘するのが適当と認めた事項（指摘事項）や効率性・経済性・有効性等の観点から改善・検討を指示するのが適当と認めた事項（指示事項）である。

なお、監査委員が行う監査は、大阪府の財政への懸念や過去から課題として取り組んでいる事項等、大阪府の運営上重要と考えられる事案を中心に検討する方法によっており、すべての事案を網羅的に検証したものではない。

1 総括意見

(1) 財政収支改善の取り組みについて

平成 22 年度の一般会計及び特別会計の実質収支の合計は、352 億円となった（前年度 393 億円）。前年度に引き続き黒字となったものの、対前年比 40 億円の減少となっており、景気低迷による税収の落ち込みや今後の府債の償還を考慮すると大阪府の財政は、依然として逼迫した状況である。

大阪府は、平成 20 年度から「①減債基金からの借入れをしない、②借換債の増発をしない、ことを前提に『収入の範囲内で予算を組む』原則を徹底する」方針（平成 20 年 6 月「財政再建プログラム（案）」）を打ち出し、実行してきた。その取組実績は以下のとおりである。平成 23 年度以降は、「大阪府財政構造改革プラン（案）」（平成 22 年 10 月公表）の着実な取組により、大阪府の財政的基盤をさらに強化されることが期待される。

財政再建プログラム（案）平成 20 年度から平成 22 年度取組実績

（単位：億円）

取組区分	主な内容		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
一般施策 経費関係	市町村施設整備資金貸付金、私学 助成、府営住宅（管理等）等	目標	243	322	335
		実績	244	316	359
建設事業 関係	原則 2 割程度の縮減	目標	75	75	80
		実績	75	83	81
人件費 関係	給与のカット、給与等制度見直し 等	目標	329	452	452
		実績	329	470	484
歳入確保 関係	府有財産売却促進、市町村施設整 備貸付金の繰上償還、基金活用	目標	453	α	α
		実績	443	145	25
合 計		目標	1,100	849+ α	867+ α
		実績	1,091	1,014	949

（注）各年度の実績は最終予算ベースでの算定。また、平成 22 年度の実績は見込数値。

平成 13 年度から歳入不足を補うために行ってきた減債基金からの借入残高は、平成 21 年度末時点で 5,150 億円であり、それを考慮した減債基金の実質的残高は 1,869 億円であった。平成 22 年度において、いったん借入相当額を減債基金から取り崩し、それを一般会計への繰入金とし、減債基金への復元をした結果、年度末の残高は 2,141 億円となっている。

平成 23 年 2 月に公表された「今後の財政収支の見通し〔粗い試算〕平成 23 年 2 月版」

(大阪府総務部財政課)によれば、国が示した算定基礎データを参考に減債基金の復元額を試算したところ、下表のようになった。将来にわたって実質公債費比率を早期健全化基準(25%)に抵触しない計画的な復元が求められるため、表(B)欄に示されている額を確実に実行されるとともに、大阪府としての減債基金の必要額への計画的な積み立てもあわせて実行されたい。

なお、これらについては推計値であることから、経済環境の変化による収支状況に留意し、計画への影響を適時に検討されたい。

(参考) 平成23年2月 一般会計の財政収支の推計(平成23年度～平成32年度)

(単位:億円)

年度	単年度収支差額(A)	左記(A)を前提とした 実質公債費比率	減債基金復元 予定額(B)	要対応額 (Aへの対応+B)	左記対応後 実質公債費比率
平成23年度	0	17.8%	385	385	17.8%
平成24年度	△120	18.9%	260	380	18.9%
平成25年度	△140	18.7%	260	400	18.7%
平成26年度	△230	20.1%	260	490	20.0%
平成27年度	△140	22.6%	260	400	22.0%
平成28年度	△170	24.8%	-	170	23.9%
平成29年度	140	26.4%	140	-	24.9%
平成30年度	190	25.6%	190	-	24.0%
平成31年度	330	23.7%	200	-	22.2%
平成32年度	380	23.7%	-	-	21.8%

(出典:「今後の財政収支の見通し〔粗い試算〕平成23年2月版」よりデータ一部抜粋)

(注) 実質公債費比率とは、財政健全化法に基づく指標で、標準的な財政規模に対する実質的な公債費相当額の占める割合の過去3年間の平均のこと。当該比率が25%以上になると「財政健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる。なお、地方財政法上、当該比率が18%以上となると起債は許可制となり、公債費負担適正化計画の自主的策定が要請される(この計画を前提に起債許可。25%、35%を超える自治体には起債制限がある。)

上記の他、大阪府の財政収支に影響を及ぼす事項としては以下の項目が考えられるため、今後、留意が必要である。

- ① 大阪府の臨時財政対策債の発行額は平成 22 年度最終予算額では 3,226 億円である(平成 21 年度発行額 1,607 億円)。その結果、臨時財政対策債の残高は、平成 22 年度最終予算では 1 兆円を超え、平成 21 年度末残高と比較すると約 3,000 億円の増加となった。

臨時財政対策債は、地方交付税が不足する場合に地方公共団体が財源確保のために地方債を発行するものであり、償還に要する費用は将来の地方交付税で措置される。この制度は平成 13 年度の臨時措置として導入されたものであったが、現在まで延長されている。

臨時財政対策債の償還財源は、将来の地方交付税である。しかし、地方交付税の不交付団体や地方交付税の額が償還額に満たないというような場合、償還財源を自ら確保する必要に迫られる。

臨時財政対策債は、各地方公共団体の判断で発行されるものであることから、償還財源の確保が不確実であることのリスクを踏まえた地方債の管理について、今後検討されるべきである。

- ② 財団法人大阪府基盤整備協会については、平成 22 年 8 月に公表された「大阪府財政構造改革プラン(素案)」(以下、「構造改革プラン」という)によれば、公益法人改革の移行期間満了日である平成 25 年 11 月末までに、当該法人に対する単年度貸付(注)を解消し、解散する方針が打ち出されている。

しかし、単年度貸付額は 139 億 72 百万円となっており、当該法人の財務状況によっては、今後、大阪府の財政負担が発生する可能性がある。

(注) 法人は年度末に金融機関から借入れを行い、大阪府からの貸し付けをいったん全額返済するものの、翌期首には再度大阪府が法人へ貸し付けを行い、金融機関へ返済するといったように、毎年度反復・継続的に貸付と償還を繰り返していたもの。大阪府の貸付は実質的には長期化していると考えられる。

- ③ 地域整備事業会計は、平成 23 年度末に廃止が予定されている。これは、平成 14 年度から 10 年間の予定で「負の遺産」として整理することとした旧企業局事業の収束によるものであり、りんくうタウン及び阪南スカイタウンのまちづくりが概ね達成されたとの判断により、平成 23 年度末に廃止し、一般会計に移行されるものである。

廃止にあたっては、その時点における当会計の財産を引き継ぐこととなるが、平成 22 年 10 月公表の大阪府財政構造改革プラン（案）では、未処分地の売却できなければ、最終的に一般会計が負担する損失の額は 156 億円と見込まれており、平成 23 年度の大阪府の財政負担が発生する可能性がある。

よって、当該会計の廃止及びその処理については、慎重な判断を要する。

- ④ まちづくり促進事業会計は、平成 15 年に設置された会計であり、地域整備事業会計において造成した土地を買い取り、定期借地事業を行っている。当会計では、土地の購入に際しては起債しているが、その償還財源は、定期借地契約期間（20 年）終了時である平成 35 年以降に土地売却収入を充当することから、現在のところ償還は行われていない。

土地購入時と比較すると、現在の時価は下落しており、相当の含み損が発生している。売却時までの時価が回復しない場合の損失額は、平成 22 年 10 月時点では 400 億円と試算されており、今後、定期借地契約が終了する時点における土地の時価の状況によっては、大阪府の財政負担が発生する可能性がある。

- ⑤ 土地開発公社が保有する未利用代替地は、平成 23 年度末を目途に処分する方針であるが、その目途がたっていない。土地取得財源である銀行からの融資に係る利息については、公社の経費負担軽減を目的として大阪府が利子補給することとなっている（平成 23 年度予定額 32 百万円）。よって、その処分時期が長引けば、大阪府の財政負担も継続することになる。

さらに、処分価額が取得価額を下回る場合は、処分差損を府が補填することとなり、その額は平成 22 年度末現在において 33 億円と見込まれていることから、大阪府の将来の財政負担が懸念される。

（2）新公会計制度の導入初年度における課題整理について

大阪府は、平成 23 年度より新公会計制度を導入している。その目的は、大阪府の活動成果を適切に府民へ説明すること、及び大阪府のマネジメントに資することにある。その前提として、財務諸表の数値が真に信頼できるものでなければならない。

制度導入開始時における開始貸借対照表の作成過程において、各所属での作業をどのように検証していくか、また、資産及び負債などのストックのデータの網羅性をどのように確認していくか、そのための内部統制をどう構築していくべきかなど、課題が出て

きている。

会計局では、財務諸表の信頼性の確保のための体制を整備していく観点から主導的な立場で各部局への指導、技術的側面からの支援や研修等の普及啓発的な活動を行うことを予定しており、これらの取組を通じた新公会計制度の浸透状況を見極めつつ、制度推進のための役割分担や体制整備を検討することとなっている。特に、開始貸借対照表の検証作業を通じての具体的な課題整理も会計局において総括することが必要となってくる。

したがって、会計局内の体制の更なる充実のために、会計局内の各グループ間の連携による指導機能の充実や専門性の高い人材の活用などについて検討されたい。

また、実務を熟知した会計局がリーダーシップを発揮し、財務諸表の正確確保のためにより効率的・効果的な内部統制の構築についても引き続き検討し、真にマネジメントに役立つ手法が確立できるよう検討されたい。

2 個別意見

(1) 能勢の郷について（政策企画部）

青少年課が所管する普通財産「(元) 能勢の郷」(豊能郡能勢町山辺、土地実測面積 180,718 m²・建物建築面積 1,697.94 m²) について、そのうちの一部施設(レストハウス・芝生広場・プレイランド等)については、毎年度地元団体に対し、その施設利用管理や日常清掃などの管理業務委託を発注している。

また、当該普通財産(土地)の一部については(テニスコート・駐車場用地等)、必要となる物品類も含めて同団体に対して、毎年度無償貸付を行い、野外活動施設の管理運営を承認しているものである。

ア 「能勢の郷」については、平成 12 年 3 月に公の施設改革プログラムに基づき、公の施設を廃止し、行政財産から普通財産に用途変更したものである。同プログラムでは、「利用者数が減少し続けており、かつ、限られた地域の住民が中心に利用する施設については廃止し、地元へ管理を委ねる」と記載されている。しかしながら、現在においても、地元団体に対し、その施設利用管理を委託し、野外活動施設に必要な土地や物品を無償貸付しており、実質的に以前の公の施設と変わらぬ運営状況にある。事実、地元団体が運営する「能勢の郷」ホームページでは、「府立」との記載もされている。

一度、廃止決定した施設を府が利用管理を委託することによって、実質的に公の施設と変わらぬ運営を継続していることは不相当であり、今後、同普通財産のあり方について整理し、現状の不適切な状態の是正を図るべきである。また、ホームページの記載については、早急に修正が行われるように対応されたい。

なお、本件のうち普通財産の貸付に関しては、平成 20 年度の包括外部監査においても「貸付料の徴収」や「資産の売却」の可能性について検討すべきとの監査結果が提出されている。

イ 管理業務委託の随意契約理由書では、同団体が地区住民で構成される地域団体であり、昭和 53 年 4 月に府の公の施設として設置運営された頃より、食堂の運営や清掃業務に従事し、施設運営に密接な関与をしてきたことを理由として「地域振興に資するため、施設の設置運営の経過に詳しく、開設時から協力を得ている」として法人格のない同団体に随意契約を行っている。しかし、当該業務内容であれば他の団体でも受託は可能であり、過去の経緯を知っていることが今後の管理業務に影響するとは考えられない。

公の施設における一般競争入札や指定管理者制度導入が進められてきている現状においては、府民から見て誤解を生むような委託契約や普通財産の無償貸付については、見直すべきであり、仮に普通財産の管理方法として今後も同様の形を続けるとしても管理業務委託に一般競争入札を導入するなど、契約及びその運営の透明性を図り、

より公正を確保するべきである。

ウ なお、現在の契約においては、以下のような課題があり、早急な対応が必要である。

(ア) 管理業務委託に含まれているレストハウスにおいては飲食物の販売を実施しており、また土地を無償貸付しているテニスコートや駐車場では、利用者から使用料を徴収している。これら収入は、同団体が実施する施設の維持管理等に伴う費用に充当しているとの説明であるが、定期的な収支確認はなされていない。業務委託は府が発注しており、貸付している土地も無償であることから、毎年度、能勢の郷業務に係る当該団体の支出・収入内容について確認を行い、剰余金が出ていないかを確認するべきである。(実際、確認できた平成 21 年度収支決算書類では、能勢の郷運營業務において 903 千円の剰余金が記載されている)

また、当該業務委託や無償貸付では、剰余金が出た場合の取扱いについて定めておらず、事前に取扱いを定めるべきである。

なお、平成 12 年度以降現在に至るまでの収支の内容を確認し、剰余金が出ている場合には、その取扱いについて検討すること。

(イ) レストハウスやアスレチックの入り口付近の自動販売機について、設置及びその契約内容に関して、所管部局は把握していない。その設置概要及び契約内容について把握したうえで、別途自動販売機に係る使用料を徴収するなどの措置を講じるべきである。

(ウ) 管理業務委託契約書第 10 条では、業務の指揮監督をするため、主任者の設置が義務付けられており、その氏名等を書面で府に届け出ることとなっている。しかし、毎年度契約締結時に届出は提出されておらず、契約条項に基づき、早急に主任者設置の届を受領するべきである。

(2) 代々木別館及び下高井戸別館について（東京事務所）

東京事務所においては、その勤務する職員及び各省への派遣職員に対して、必要な場合、行政財産である代々木別館（渋谷区）及び下高井戸別館（杉並区）を住居として使用させている。

代々木別館は、単身者向け住居であり、昭和 50 年建築で築後 37 年が経過。老朽化が著しく、地下パイプの破損によるものと思われる地下水の滞留や水の蛇口をひねると熱湯が出るなどの支障が生じている。また、平成 22 年度に実施した建築物・設備の定期点検においても、いくつかの要修繕箇所が指摘されている。

本年 5 月に実施された本府公共建築室の「府有建築物の劣化度調査報告書」によると今後、大規模改修をはじめ多額の補修費用が見込まれている。

住居は 6 畳一間で、トイレ・浴場・調理場も共同であり、決して生活環境としても良

好とはいえない状況である。

下高井戸別館は、世帯向け住居であり、平成元年建築で築後 22 年が経過。公共建築室による劣化度調査は実施していないものの、軽量鉄骨プレハブ造りで、既に減価償却期間を経過しており、老朽化による建替えが必要となる見通しである。

東京事務所の職員数も減り、入居者が減少しているなか、今後の大規模改修費用も含めた保有継続コストと資産活用による収入や民間マンションの借上とした場合のコストなどを精査し、費用対効果を見極めたうえで、経済的かつ職員の住環境改善となる措置を検討すべきである。

(3) 管外旅費の実費精算について (総務部)

管外旅費の精算については、従来、一部を除き、定額支給とされてきたところであるが、実際に要した以上に支給することも懸念される場所である。このため、管外旅費については、内部統制の観点から、実費負担による精算への変更を検討されたい。

(4) 税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務に係る契約金額について (総務部)

随意契約である「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」について、当該業務を実施している業者からの作業報告によると、見積算定時の見積工数と実績工数とに相当の乖離が生じているため、原則精算方式によることを検討されたい。

また、積算ガイドラインで示されている契約単価と業者が提示する単価にも乖離が生じていることから、これについても十分な検証が必要である。

よって、当該業務の実情を前提とした契約方法及び契約金額について検討されたい。

(5) 統計資料室のあり方について (総務部)

統計資料室は平成 23 年 3 月に咲洲庁舎に移転したが、利用率が著しく低い状況になっている。今後の統計資料室のあり方について検討されたい。

(6) 消費生活センターのあり方について (府民文化部、消費生活センター)

府は、平成 23 年度中に、大阪府消費生活センター (以下「府センター」という。) を大阪市消費者センター (以下「市センター」という。) に隣接する場所に移転する予定であるが、府センターの運営や内容等については以下の課題があるので、移転に際し再検討し、府センターの機能強化策を講じられたい。

ア 転貸借方式により大阪市から転借する予定であるが、1 平方メートル当たりの賃料等は現行の 1.25 倍になる。賃料等を市場原理等に基づき検証する必要がある。

イ 市センターの展示スペースを利用するに当たっては、府・市それぞれの特性を十分

整理し、大阪市と協議して具体的なルールを定めていく必要がある。

ウ 大阪市と共同運営している商品テスト室のテスト機器については、更新の計画や府市の負担のあり方がルール化されていない。

エ 事業者指導における府市連携については、法律上の権限が異なっているだけではなく、条例上も、指導監督権限の対象・内容・手続が異なる規定がある。条例の規定の統一化の検討も含め、法的整理が必要である。

オ 現行の組織体制では、大阪市からの相談情報の早期把握・共有を、相談業務を外部に委託している府センターがどのような仕組みで行うのか不明である。単に、市センターに隣接するだけでは、府センターの専門性が向上するとは考えられない。

カ 普及啓発・相談業務について、移転後の平成 24 年度からは受託事業者を広く公募する予定であるが、公募に当たっては、一者入札とならないよう、公募条件の設定に十分留意し、競争性を確保する必要がある。

キ 現在、セミナー室等を府センター業務に支障のない範囲内で消費者団体等は無償で利用させているが、労働組合の会合に使用されているなど、その利用手続について不適切なものが認められる。利用のあり方を検討する必要がある。

ク ポスター作成用大型プリンターについては、府センターが所有する必要性を十分検証するとともに、消費者団体等に利用させるならば、費用負担額・利用の基準・手続等を明確に定めて公表する必要がある。

ケ 現在、府内で消費者安全法の基準を満たす「消費生活センター」を設置している団体は 28 市で、残りの 5 市と町村の全ては相談窓口は設置されているが、消費生活センターの基準を満たしていない。府は市町村と連携して、具体的な数値目標を持った中長期の計画を策定し、その実現のために基金を原資とする消費者行政活性化事業補助金を有効に活用していく必要がある。

コ 消費者安全法は、市町村で対応できない広域的な見地を必要とする相談・あっせんの対応を府に求めており、併せて、各種法令に基づき、悪質な事業者の指導取締を府が行うこととなっている。法令の趣旨に沿った府の役割を発揮するためには、具体的な戦略の検討が必要である。

サ 移転案についての審議が行われた大阪府消費者保護審議会の審議内容が半年たっても公表されておらず、その審議経過は明らかにされていない。早急に公表する必要がある。

(7) 契約事務について（府民文化部）

府政だよりの発行に係る契約事務について確認したところ、平成 22 年度発行分及び平成 23 年度 4 月・6 月発行分について、一般競争入札で契約締結すべきところ、随意契約が締結されていた。

平成 23 年 7 月発行分からの契約は、一般競争入札により適正に締結されているものの、平成 24 年 3 月末までの単年度の契約であるため、今後も、年度当初の入札手続の困難さ等を理由に年度当初発行分のみを他の月発行分と分離して随意契約を締結するおそれがある。

今後は、適正な契約事務の執行に努めるとともに、経費の節減を図るためにも、年間の全期間にわたり契約が締結できるよう必要な措置を講じられたい。

(8) 障がい児等療育支援事業（専門集団療育事業）について（福祉部）

ア 大阪府が障がい児等療育支援事業の一つとして実施している専門集団療育事業は、厚生労働省の定めた地域生活支援事業実施要綱において、中核市が実施主体の一つとされているにもかかわらず、中核市である東大阪市内でも実施されている。また、事業の対象者については、大阪府が定めた大阪府障がい児等療育支援事業実施要綱において、原則として指定都市・中核市の居住者は除くとしているにもかかわらず、中核市である東大阪市及び高槻市の居住者についても利用を認めている。中核市は、地方交付税の算定上所要の措置が講じられていることも踏まえ、中核市との役割分担や経費負担のあり方について明確にされたい。

指定都市・中核市以外の市町村については、障害者自立支援法や児童福祉法の改正により平成 24 年 4 月から障がい児通所支援の市町村への移行等が予定されていることも踏まえ、市町村との役割分担や経費負担を含めた事業実施のあり方について、早急に関係市町村との協議を行い、これらについて検討を行われたい。

なお、これら関係市町村との協議に当たっては、障害者自立支援法等に定められている府としての専門的、広域的な役割や人材育成等の役割を踏まえ、市町村に対する支援等のあり方についても留意する必要がある。

イ 当該事業については、大阪市内（1 か所）、堺市内（2 か所）及び東大阪市内（1 か所）でも実施されているが、事業の対象者については、上記のとおり原則として指定都市・中核市の居住者は除くとされていることから、その実施場所として適当であるのか、他に実施に適した場所がないのか改めて検討されたい。

また、堺市内において 2 か所で事業を実施する必要性についても、利用者の地域性を踏まえた住民サービスの観点から検証されたい。

ウ 当該事業のうち大阪府（福祉部）と堺市が堺市内の府有施設 2 か所で同時に実施しているものについて、事業費全体額を把握していないため、それを把握の上、適正な

案分比率によって堺市との間で費用負担が行われているか検証する必要がある。

エ 当該事業のうち大阪府立生野聴覚支援学校及び大阪府立堺聴覚支援学校で実施している難聴乳幼児教室（ぴょんぴょん教室）については、大阪府教育委員会の難聴幼児に対する教育相談事業との共同事業として実施されているが、共通の事業に要する消耗品、光熱水費等の費用の負担割合や、施設、設備及び備品の使用及び事故があった場合の責任の分担等について、明確な取決めが行われていない。今後も共同事業として継続するのであれば、両者協議の上で協定等を締結すべきである。

また、大阪府教育委員会が実施している難聴幼児に対する教育相談事業が学校教育法上も位置付けられ、学校本来事業として実施されていることから、共同事業として実施している事業の実施方法について、福祉部の実施要綱における位置付けや予算措置も含め、改めて関係機関との協議を行い、今後のあり方について検討されたい。

（なお、エについては大阪府教育委員会に係る意見ともする。）

（9） 金剛コロニーの運営委託料について（福祉部）

大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）の運営については、指定管理者である社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）に委託しているところであるが、その運営委託料の支出にあたっては、以下の点について見直しを図られたい。

ア 金剛コロニーの運営委託料には、事業団の事業全体に係る管理業務等、金剛コロニーの施設運営に係るもの以外の業務にも携わっている事業団の本部職員の人件費が含まれている。

このため、本部職員の人件費については、事業別に案分するなど金剛コロニーの施設運営に係るもの以外と区分し、算定方法について見直されたい。

イ 事業団に委託している発達障がい療育等支援事業及び補助金を交付している地域移行支援センター事業については、委託料及び補助金の上限額を超えた事業費（人件費）を金剛コロニー運営委託料の一部として支出している。

しかしながら、府と事業団との間で締結された協定書及び契約書等においては、その旨が明記されておらず、これらの事業と金剛コロニーの運営との関係が不明確である。

また、これら事業の委託料及び補助金の執行については、金剛コロニー運営委託料を支出している課とは別の課で行われ、両事業の各施設における事業費総額が見えにくくなっている。このため、金剛コロニー運営委託契約の内容や支出方法を精査するとともに、支出の透明性、適正性が確保されるよう、支出根拠を明確にされたい。

ウ 金剛コロニーの総事業費支出から支援費等の総収入を減じた額を運営委託料とし

て支出し、精算報告においては費目ごとに精算されているものの、事業ごとの総額が明らかになっていない。また、各施設の経理区分の収支差額が0になるよう委託料が配分されているため、各施設における収支状況が明確になっていない。

金剛コロニー運営委託料の各事業又は各施設における収支状況を明らかにし、運営の効率化を図るためにも、算定方法及び精算方法を見直されたい。

また、事業団は平成 29 年度からの自立民営化を目指しており、各事業又は各施設のセグメントにおける収支状況を把握することは必須の前提であり、これらの収支が明確になるよう、事業団に対し会計処理の方法について指導されたい。

エ 府は、金剛コロニーの再編整備に係る事業資金に充当する目的で、事業団が設置している施設整備基金へ、平成 15 年度から金剛コロニー運営委託料に含めて支出し、事業団に積立てさせている。これまでの基金の積立累計額は約 19 億 8 千万円（うち府支出分約 14 億 3 千万円）、平成 22 年度末残高は約 4 億 6 千万円である。

しかしながら、府と事業団との間で締結された金剛コロニー管理運営に係る協定書及び契約書等においては、その旨が明記されておらず、また、事業団において、当該基金は自己資金として認識している。このような状況の中で、当該基金を支出するのは適切ではなく、また、委託料という支出方法も適切ではないと考えられる。加えて、府費で積立てられた事業団の施設整備基金が金剛コロニーの再編整備に係る施設の整備に充当されることについて、府と事業団との間で明確に取り交わされた文書等はない。

これらのことから、施設整備基金への支出方法を見直すとともに、その使途に係る担保の方法について検討されたい。

(10) 金剛コロニー再編整備に係る施設運営等の将来的責任の担保について（福祉部）

社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）は、昭和 44 年に大阪府指定出資法人として設立され、大阪府立金剛コロニー（以下「金剛コロニー」という。）の運営を公立民営の形態で担ってきたところであるが、大阪府財政再建プログラム（案）による事業団の自立化の方向性に基づき、平成 22 年度に当期末繰越活動収支差額を基本金に繰入れ、平成 23 年度から指定出資法人の指定が解除された。

一方、金剛コロニーの再編整備にあたっては、府の資産や資金を全面的に投入しており、今後も、グループホーム、ケアホーム等の施設を府の費用負担において事業団立施設として整備していく予定としている。また、府は、事業団の施設整備基金へ、金剛コロニー運営委託料に含めて支出し、約 14 億 3 千万円を積み立てさせている。

これら事業団立施設への資金投入と事業団の指定出資法人の指定解除は、施策の方向性としては相反する面があると考えられる。また、指定解除のほか府派遣職員の引上げ等、事業団への府の関与が薄められているにもかかわらず、事業団に対して、この再編整備に係る施設整備や運営の将来的責任については、明確に取り交わされた文書等はない。

このため、金剛コロニーの再編整備に係る施設整備や運営について事業団の責任が明確に担保されるよう、事業団と協定書を締結するなど、速やかに対処されたい。

基本金については、事業団はこれまでの社会福祉法人会計基準第31条第1号に該当する1,600万円に加え、平成23年3月31日に同条第4号基本金として事業団の自己財源である当期末繰越活動収支差額から2,500万円を繰入れたことで、府の出資比率が62.5%から24.4%に低下したと判断し、平成23年度から指定出資法人の指定が解除されている。しかしながら、出資比率を計算する場合は、一般的には自己財源を控除すべきであり、当期末繰越活動収支差額の繰入額を合わせて計算することについては、疑義がある。

また、この第4号基本金については、平成24年4月1日から廃止される（移行期間：平成27年3月31日まで）旨、厚生労働省より平成23年7月27日付けで通知されているところである。

この指定解除は、社会福祉法人の新会計基準の素案（平成21年度）及び同基準案（平成22年度）において4号基本金廃止の趣旨が示され、また、事業団に対して、再編整備に係る施設整備や運営の将来的責任の担保が明確にされていない中で行われた。

さらに、出資比率について、「資本金、基本金その他これらに準ずるもの（基本的な財産）」という考え方からは、金剛コロニーの民立民営化に向けて、これからも府からの資産及び資金が全面的に投入されることから、府からの基本的な財産は増加するとみられることもできる。このことから、府は、今後も事業団に対して、金剛コロニーの再編整備に係る施設整備や運営について点検・検証を行っていく必要がある。

このような状況の中で、この指定出資法人の指定解除がされたことについては、関係部局とも協議して、是正する必要があるものと考えられる。

（なお、本件のうち、指定解除の件については、総務部に対する意見ともする。）

(11) ナースセンター事業について（健康医療部）

社団法人大阪府看護協会（以下「看護協会」という。）に委託しているナースセンター事業としてナースバンク、再就業支援講習会、潜在看護職員復帰研修（以下「W-ONSTEP事業」という。）、就業協力員事業などがあるが、平成22年度のナースバンクの利用による看護職員の就職者数は、平成18年度と比較すると半数近くまで減少している。

については、今後ナースバンクを含むナースセンター事業について費用対効果を踏まえて看護職員の就業の促進にどれほどの効果があったのか検証した上で、その事業のあり方について検討を行われたい。

(12) 安威川ダム関連事業及び周辺整備基本方針について（都市整備部）

安威川ダムの事業計画については、平成17年に利水機能縮小に伴いダム規模縮小が決定され、さらに、平成21年8月の府戦略本部会議において利水事業からの撤退が決

定されるとともに、平成 22 年 9 月より国土交通省からの要請に基づくダム事業の検証中である。

ダム規模縮小等の見直しの結果として、買収済用地の利用計画や道路の整備、周辺整備等の関連計画に及ぼす影響について慎重に検討する必要があることから、関連する事業の具体化にあたっては慎重に対応するとともに、府民の理解が得られるよう積極的に情報開示することに努められたい。具体的には、

ア ダム規模が縮小されたにも関わらず、全体事業費が昭和 63 年の当初計画時の 836 億円から平成 19 年の計画変更時には 1,314 億円へと大幅に増加している。当初計画においてもより慎重に策定すべきものであったと考えられるが、結果的に事業費が大幅に増加するに至った経緯・根拠を明確にし、広く府民の理解が得られるよう説明されたい。

イ 平成 17 年のダム規模縮小の決定に伴い、ダムの湛水区域として不要となる約 11 ヘクタールの買収済用地について、具体的な活用方針は未だ策定されていない。府にとっては重要な財産であるため、具体的な有効活用方針を策定されたい。

ウ 公共補償は金銭をもってすることが原則とされているが、左岸地域の事業者及び山林所有者が立ち入るための市道が水没することに伴う補償は、現物補償としての湖面道路整備が計画されている。しかしながら、決定にあたって、従前の市道がどの程度利用されていたのか、湖面道路が将来どの程度利用される見込みであるかの検証等、現物補償とすることが合理的であると判断した根拠の検証が不十分である。付替道路のルート変更により左岸地域への立ち寄りが可能となった等の事情を考慮した上で、利用見込み等を検証し、現物補償としての湖面道路の必要性を再精査されたい。

エ 安威川ダム周辺整備基本方針では、ダム周辺地域には年間合計 100 万人オーダーの集客ポテンシャルがあるという前提のもとにレクリエーションゾーン等による活用方針が示されているが、当該オーダーは、ダム周辺地域の利用形態ごとの推計立寄り人口を地域特性に応じて精査して集計した客観的なものではなく、安威川ダム周辺整備検討委員会において最高水準の目標数値として想定されたものである。今後、安威川ダム周辺整備計画を策定するにあたっては、集客ポテンシャル等の基礎的なデータを精査するとともに、府の厳しい財政状況、景気動向、府民の多様化したニーズ等を総合的に勘案した上で、事業主体や事業内容を慎重に検討されたい。

(13) 公園施設等の整備及び更新・維持改修計画について（都市整備部）

府営公園に関する事業の実施にあたっては、府の厳しい財政状況を勘案し、公園の新規整備・拡張、公園内の個々の施設の整備、既存の公園施設等の更新・維持改修の優先順位を適切に見極め、限られた費用に見合った最大の効用が得られるように検討されたい。具体的には、

ア 山田池公園南北連絡橋の整備（総事業費：約 4.4 億円）においては、管理車両や緊急車両の通行等を考慮し、幅員を 4メートル確保するとともに、最も経済性の高い橋梁形式が景観性や構造特性に劣るものとして、総合評価の一次選定で対象から外れ、「PC3径間連続斜張橋」形式が景観性や構造特性に勝るものとして採用されている。

今後は、公園内の個々の施設の整備のうち特に重要な施設の整備にあたっては、公園全体での費用対効果の分析のみでなく、当該施設の整備によりどれだけの来園者にどの程度の効用を提供できるのかという観点からの個別の検証を実施されたい。

なお、施設整備における形式等の選定にあたっては、経済性、景観性等の多様な評価項目のうち、どの項目を重視して配点するかにより結論が異なることとなるが、現在の府の厳しい財政状況においては経済性に重点を置くべきであり、その中であえて景観性等を重視する場合には、配点の根拠や事業費の増加について明確にし、広く府民の理解が得られるものであるかをより慎重に検討する必要がある。

イ 既存の公園施設等の更新・維持改修費については、現状、年間 2 億円程度に留まり、緊急に対応すべきところを最小限で対応しているのが実情である。公園利用者の安全安心を守るために中長期的に必要と考えられる将来負担額を明らかにするとともに、新公会計制度の導入も見据え、アセットマネジメントの観点から、公園施設等の更新・維持改修計画の策定を検討されたい。

(14) 下水道増補幹線事業の事業評価について（都市整備部）

平成 22 年度の河川室に対する委員意見「地下河川事業等の事業評価について」において、地下河川事業の課題を広く府民に明らかにするとともに、事業の費用対効果の十分な検証を踏まえた事業のあり方を検討することが求められている。一方で、下水道室所管の増補幹線事業は、完成した区間から随時、地下河川に接続して貯留施設として供用し、比較的短時間の集中豪雨に対応する施設として運用を図っているものの、地下河川事業において終末ポンプ場が建設されず調節池としての暫定利用に留まっている現状においては、増補幹線についても計画上期待される最大の効果である 10 年に一度の降雨への対応ができない状況にある。

このように、地下河川事業（河川室所管）と下水道増補幹線事業（下水道室所管）は不可分の関係にあるにもかかわらず、所管事業が異なるため、両者は別々に事業評価を行っている。また、下水道増補幹線事業の費用対効果については、合流式下水道を採用していることから汚水の処理も併せて担う既設管を含めた評価は行っているものの、増補幹線だけを抜き出した評価は行われていない。このような状況を踏まえ、平成 22 年度の地下河川事業に関する委員意見に対する措置を進めるにあたっては、下水道増補幹線事業も一体として評価すべきことに留意されたい。

なお、地下河川事業及び増補幹線事業の事業評価にあたっては、地下河川本来の機能を発揮するために必要な終末ポンプ場の建設につながる区間の事業着手に目処が立っていない状況に鑑み、必要性のみでなく合理的な期間内における実現性の観点からの議

論を尽くされたい。

(15) 大阪府土地開発公社が保有する未利用代替地の処分について（都市整備部）

平成 13 年度に策定された府の行財政計画（案）「負の遺産整理」において、大阪府土地開発公社（以下「公社」という。）が保有する未利用代替地については、平成 23 年度を目途に処分するとされているが、未だ処分の目途が立っていない。

公社の銀行借入に係る利息については、府が公社の経費軽減を目的として利子補給することになっており、平成 23 年度における未利用代替地取得資金に係る利子補給見込額合計は 32 百万円となっている。従って、公社での未利用代替地の保有が長引けば、借入金額に応じた利子補給が毎年公社に対して生じることになり、府の負担が継続することになる。また、公社が当該未利用代替地を処分した場合、処分差損を府が補填することになっているが、平成 22 年度末における簿価時価差額は 3,318 百万円（簿価 4,262 百万円と時価 944 百万円の差額）に上っており、多額の府の将来負担が見込まれる状況となっている。

このような状況に鑑み、将来的な府の負担をできる限り軽減するために、公社との協働のもと府が主体性をもって、代替地の早期処分又は有効活用のための方策を引き続き検討・実行されたい。また、当初設定した期限である平成 23 年度中に未利用代替地を処分することが困難と判断し処分期限の延長等の対応をとる場合には、府民への説明責任の観点から、今後の対応方針を積極的に開示されたい。

(16) 大阪モノレール事業に係る占用料の徴収について（都市整備部）

大阪府は、府有財産である大阪モノレールの車庫用地について占用料を徴収する根拠がないとの理由から長年にわたり大阪高速鉄道（株）に対し無償貸与を続けている。

しかしながら、大阪高速鉄道（株）は毎年多額の利益を上げており、さらに国際文化公園都市モノレール 2 期事業（以下「国文モノレール 2 期事業」という。）のインフラ部維持修繕に係る費用も大阪府は負担している。

大阪府の厳しい財政事情や大阪高速鉄道（株）の経営状況などを踏まえると、府有財産の適正な管理を図る観点から、占用料を徴収できるものは徴収すべきである。

このため、大阪府は地域の特性に応じた規制の特例措置が可能な特区の申請や占用料徴収の取扱いを政令で規定する要望を行うなど、占用料を徴収できるよう国に働きかけられたい。

(17) 中之島バンクスの事業効果について（都市整備部）

中之島バンクスでは賑わい施設の建設からすでに 2 年が経過しているが、大半の区画は入居先が決まっていない状況である。大阪府は 1 億円を投じて上下水道設備等のインフラを整備し、また、事業者に当該河川敷地を低料金で優先的に使用させているにもかかわらず、中之島バンクスにおいて未だに事業効果が十分に発揮されていない。

水都大阪事業全体のイメージ低下にもつながりかねないため、大阪府は早急に関係者とより一層連携・協力を図り、計画の変更も含め必要な対策が講じられるよう指導されたい。

また、事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行われたが、審査にあたり資金調達や事業収支計画等の事業実施の実現性を審査する配点が低く、また、経営面をチェックできる専門家が構成委員に含まれていなかった。さらに委員の一次評価と最終の委員審査結果が異なる場合の選定過程が明確でなかった。

したがって、今後同種の事業者の選定にあたっては、経営面も含めた事業の実現性を十分検討するとともに選定過程が一層明確になるよう努められたい。

(18) 債権管理体制について（港湾局）

港湾局において、適時に債権の回収督促手続あるいは長期に渡り港湾施設の使用許可の取消しを行わなかった結果、特定の債務者（1名）に対する多額の債権（144,670千円）が不納欠損処理に至っている。

府の厳しい財政状況においては、滞納債権を早期に回収するとともに新たな滞納債権の発生を抑制するよう、適切な債権管理が不可欠である。債権回収担当者は、納付期日に入金のない債権が発生した都度、その発生の経緯と今後の対処方針を書面もしくは口頭にて上席者へ報告し、上席者は当該報告を受けて適時にフォローする等、有効な債権管理体制の構築に努められたい。

(19) 人工干潟の事業評価と有効活用について（港湾局）

港湾局が整備中の人工干潟は、約27億円をかけて「野鳥や海生生物の生育環境の形成」や「生物による水質浄化」という効用を期待して進められている事業である。平成18年度の事業再評価における費用便益分析では、国土交通省のマニュアルに基づき、府民に対するアンケートを実施し、府民の支払意思額が99.6億円（1世帯当たり2,728円×大阪府域世帯数3,560,247世帯）に上るものと結論付けられている。しかしながら、当該事業の評価にあたっては、事業目的である「水質・底質浄化」と「多様な生態系の形成」という成果の効用を詳細に検証し、府の厳しい財政状況の下での当該事業の実施が府民全体の理解を得られるよう、広く府民へPRすることに努められたい。

また、平成19年度に護岸完成、平成22年度に干潟完成後の成果が発現するという当初計画が大和川の砂の供給の遅れ等により大幅にずれ込んでおり、平成23年度中によりやく護岸完成という節目をむかえるにあたって、干潟完成後の成果発現までのスケジュール、整備完了後に府民に直接効用をもたらすような活用方法（学校教育への活用など）の策定方針を明確にし、府民にわかりやすく説明されたい。

(20) 耐震化事業について（住宅まちづくり部）

府では、府有建築物について耐震化事業を実施しており、平成27年度までの耐震化

率の目標達成に向け、公共建築室において進捗管理を実施している。

しかし、進捗管理を行うに当たり、過去の予算措置と実績額の乖離状況の把握・分析は行っていない。

耐震化事業は人命に関わる重要な事業であり、東日本大震災の発生に伴い、種々の課題が生じているが、最低限、少しでも早く耐震化を進めることが必要である。そのためには、府有建築物耐震性能向上事業推進会議等を通じて関係部局との連携を図り、例えば、耐震化事業から生じた入札差金等の同事業への再投入等、効果的な方策を検討する必要がある。

また、現在の耐震化の進捗状況については、府のウェブページで公表しているものの、対象となる府有建築物自体には、耐震性能に関するプレートの貼付等、建物固有のリスク表示がない。

利用者にとって、利用する建築物が耐震化性能を有しているのか否かは重要な情報であり、そのリスク表示の手法についても検討が必要である。

耐震化計画の平成 27 年度までの確実な達成と早期化のために、全庁的な視点で、耐震化事業について最適な予算措置及び技術的支援が講じられるよう、過去の実績等を生かしたより積極的な進捗管理を実施されるとともに、建築物自体に対する耐震性能に関するリスク表示の手法を検討し、実施されたい。

(21) 学校運営経費の把握と活用について（教育委員会事務局）

ア 府立学校ごとの運営経費を教育委員会事務局が計算・公表している「学校運営経費票」の件数費数値が、167 校中 100 校において誤ったまま公表されていた。今後、経費等の把握は「学校運営経費票」から「新公会計制度の財務諸表」に移行し、会計局が件数費数値を算出することとなるが、同様の誤りが起こらないよう教育委員会事務局としても十分留意されたい。

イ 「学校運営経費票」の件数費数値には、一見して明らかな誤りが含まれていたにもかかわらず、教育委員会事務局、学校ともに気付かなかったことからすれば、当該数値がこれまであまり利用されてこなかったと推測される。

今後、「新公会計制度の財務諸表」について利活用の具体的方策を検討し周知することにより、教育委員会事務局、学校、生徒・保護者等が学校ごとの財務数値を把握し、学校運営に活かすよう努められたい。

(22) 府立学校における事務の適正化について（教育委員会事務局）

ア 平成 22 年度までの府立学校に対する監査では多数の不備事項が発生しており、中には、悪質性の高いものや教員の服務に関するものも存在する。これは、生徒・保護者や府民の府立学校に対する信頼を失わせかねない憂慮すべき状況と考えられる。教育委員会事務局は、学校への通知文、研修・説明会、ホームページでの注意喚起、事務査察・服務査察の実施など取組を行っているが、それにもかかわらず不備事項が発

生ずる状況である。

さらに、平成 23 年度からは、学校事務職員の減員により複数の職員による相互確認などの内部統制の弱体化も懸念される。

このため、今後は、注意喚起を行うだけでなく、不備事項が発生する原因を分析することにより、研修の充実、マニュアルやチェックリストの整備、査察の強化など内部統制の強化、事務の集中化等による業務改善などの対応を行うこととされたい。

イ 平成 23 年度に設置された学校事務支援センターの職員は、教育委員会事務局定数ではなく高等学校定数で措置されているが、業務内容、勤務場所、指揮命令等からすれば教育委員会事務局定数で措置すべきであると考えられるため、定数配置の妥当性について改めて検討することとされたい。

(23) 府立学校における人事関連事務について（教育委員会事務局）

府では、非常勤職員の採用及び勤務管理の適正化に向けて、「非常勤職員採用の公共職業安定所を通じた公募化」、「非常勤職員の出勤簿の様式変更」を行ったが、府立学校ではこの制度改正に対する対応が遅れていた。これは、教育委員会事務局による制度改正の要否・内容の検討事務や学校への改正通知の遅れによるものである。

府立学校では、独自に非常勤職員に関する規程等を設けており、また他の機関とは実情が異なる面があることから検討に時間を要する面もあるものの、少なくとも事務の適正化の観点から行われる制度改正については、他の部局と歩調を合わせた取組を進める必要がある。

今後の制度改正においては、府立学校の対応に遅れが生じないように、事務を行うこととされたい。

(24) 高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸付金の債権管理について

（教育委員会事務局）

「大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸付金」の収入未済は年々増加しており、平成 23 年 6 月 1 日現在で 1,442 件、約 1,538 万円となっている。

これは、債務者本人や連帯保証人に対する催告が長期間実施されていないこと、所在不明者等の状況把握が不十分であり不納欠損処理も行っていないことが原因である。

また、「平成 23 年度債権回収・整理計画」において、時効接近債権を回収目標に入れておらず、この計画では十分な努力なしに新たな時効期間満了債権を発生させてしまうこととなる。

よって、債権回収整理計画の処理方針にとどまらず、時効接近債権を含め抜本的な債権回収の努力をされたい。

(25) 職員採用試験の自主製作について（人事委員会事務局）

人事委員会事務局では、平成 22 年度から職員採用試験問題の自主製作を開始したと

ころであるが、自主製作前に比して、従事職員の人件費部分を含めたフルコストが約 15 百万円増加している。団体に対する拠出金の見直しや府の特色ある問題づくりを図るためということではあるが、過去に比べコストが増加した事実十分に留意した上、今後は試験問題製作のノウハウを蓄積していくことによりコスト削減に努められたい。

なお、平成 21 年度に、自主製作を実施していた東京都へ職員を派遣し、試験問題製作のノウハウを習得してきているが、業務担当職員の人事異動や人数の制限によりノウハウが蓄積されないリスクを鑑みた上で、府として引き続き適正なノウハウ管理・引継に努められたい。

(26) 放置違反金の債権管理について（警察本部）

放置違反金の収入未済は年々増加しており、約 21 万 7 千件、約 29 億 1,796 万円（平成 22 年度末）と大きな金額となっている。放置違反金は駐車違反に対する行政制裁金であり、法の厳格な執行、債務者間の公平性確保の観点から、生活困窮など真にやむを得ない事情があるものを除いて、徴収もれがあってはならないものである。府の収入確保のために、また同制度の存在意義や警察への信頼感を確保するためにも、重点的な取組を行う必要がある。

ア 放置違反金制度導入から 5 年が経過して、平成 23 年 8 月以降は時効完成する債権が出てくる。これらは、平成 23 年度は 17,211 件、約 2 億 4,632 万円、24 年度は 49,428 件、約 6 億 6,069 万円にのぼる見込みであることから、計画的な債権管理を行い、取組を強化する必要がある。

また、不納欠損となった債権の検証を行い、PDCA（計画・実行・評価・改善）の取組を通じて業務内容改善や体制整備を行うこととされたい。

イ 時効切迫債権以外の債権についても、滞納発生後の期間に応じた取組内容に係る方針を定め、それに基づく債権回収計画を策定し、取組を行うこととされたい。

また、自主納付率の向上を図るために、「逃げ得を許さない」との姿勢で、差押えなど強制徴収の取組を行っていることの広報に努めることとされたい。

(27) 新公会計制度について（警察本部）

府が全庁的に取組を進めている「新公会計制度」は、組織・事業の財務マネジメントの実践、財務情報の開示を進めることによる透明性の確保等の面で重要な取組であり、警察においても積極的に作成・活用を進めるべきものである。

ア しかしながら、府警が作成する「所属別」及び「事業別」の財務諸表の分類区分は、警察活動の実情を把握・分析し、財務マネジメント、情報開示、第三者による客観的な検証を行うためには十分なものとは言えないことから、より実態を表す作成区分となるよう検討を行うこととされたい。

イ 府警では、ほとんどの職員が、新公会計制度の事務に携わらないことから、同制度についての意識が希薄になることが懸念される。財務諸表の利活用方法を検討するとともに、研修等を実施し、利活用を進められたい。

ウ 開始貸借対照表の作成に向けて、重要物品、リース資産、ソフトウェア等の資産の計上数値が現物や台帳と一致していることは重要な点であるので、照合事務を確実に実施されたい。

(28) 自動車保管場所証明関係事務の民間委託検討について（警察本部）

自動車保管場所証明事務については、平成 17 年と平成 20 年に、警察庁から「現在、民間委託を行っていない業務についても、各都道府県警察の実情に応じ、委託の可否を検討すること」との通知が出されている。この通知を受けて、府警では検討を行ったところであるが、検討の結果、新たな委託は実施しておらず、現在、同業務のうち現地調査等の事務は非常勤職員（警察官OB）である車庫調査員が実施している。

全国で委託未実施は府を含め 4 都府県にとどまる中、これらの事務の委託化は、業務の民間開放、コスト削減等の観点から重要と考えられるため、前回の検討から約 3 年半が経過している現在の情勢を踏まえ、改めて一般競争入札による委託について検討することとされたい。

3 指摘事項等

(1) 指摘事項

ア 歳入関係

- ・行政財産使用許可に係る使用料の徴収事務において、納期限を使用開始の日以降に設定したため、使用開始の前までに使用料が納付されていないものがあった。(政策企画部)
- ・社会保険料の本人負担分の預り金について、適切に処理を行っていなかったために、歳入歳出外現金に滞留しているものがあった。(総務部)

イ 歳出関係

- ・物品購入の経費支出手続において、納品までに経費支出伺の起案及び決裁がなされていない事案があった。昨年度においても同様の指摘をしたにもかかわらず、十分な改善が見られない。今後はこのようなことのないよう必要な措置を講じられたい。(府民文化部)
- ・委託契約の経費支出手続において、検査調書に別表として一覧表が添付され、複数の事業が一括で記載されており、検査調書が個別に作成されていないものがあった。また、これらの契約のうち、一つの委託事業者に複数の概算払の事業を委託しているものについて、委託事業者から提出された概算払の精算書には、複数の事業に係る人件費等の支出費目が一括で記載されており、事業ごとの経費の内訳が不明確となっていた。さらに、検査調書には、これらの委託契約の履行確認に当たって、概算払の精算内容の確認が債務金額の確定の書類(証拠書類等)に基づいて行われたのかといった検査の状況や、検査書類、検査方法などが個別・具体的に記載されていないため、検査員がどのような調査をしたのか事後的・客観的に確認できない状態となっていた。(福祉部)
- ・業務委託契約について、委託事業の終了後に履行確認が適切に行われておらず、また、概算払いにより支出したにもかかわらず、精算が行われていないものがあった。(健康医療部)
- ・委託業務(2号随意契約)において、契約書に再委託等の禁止条項を入れなかったため、下請業者の業務内容に関して文書による通知を受けていなかった。業務実績状況が記載された報告書の提出者として、下請業者が連名で記載されていたものの、下請業者の業務内容が専門的な業務ではないことを確認した文書が残されておらず、2号随意契約を締結することの妥当性を確認できなかった。(環境農林水産部)

- ・港湾局が委託した業務において、委託先が提出した業務報告書によれば契約書で定められた通りに業務を実施していないと考えられるにもかかわらず、検査に合格したとして支出が行われている事例があった。(港湾局)

- ・工事又は業務委託契約においては、契約が適正に履行されたことを検査し、検査後、原則として直ちに検査調書を作成しなければならない。しかしながら、港湾局が委託した業務において、以下のとおり検査調書の作成に関する不適切な事例があった。

- (ア) 検査調書を作成しているものの、大阪府財務規則で記載が必須とされている「検査内容」を記載していない事例

- (イ) 検査調書を作成しているものの、「検査内容」の記載が「契約書及び仕様書等に記載された業務の履行の完了を確認」という定型文のみで具体性を欠く事例
(港湾局)

- ・港湾局が委託した清掃業務等の業務委託契約書において、以下のとおり業務対象範囲や業務を実施すべき日などを明確に定義できていない事例があった。

- (ア) 業務対象範囲を示す別紙図面が契約書冊子に綴られていない事例

- (イ) 契約書に添付した別紙図面における業務対象範囲の記載に誤りがある事例

- (ウ) 業務を実施すべき日を明確に定義できていない事例

(港湾局)

- ・定期刊行物に係る支出手続について確認したところ、法律に定める期限までに支払が行われていないものが多数存在した。(教育委員会事務局)

- ・府立学校における自家用電気工作物保安管理業務委託契約の締結に係る事務処理について確認したところ、合理的な理由がないにもかかわらず、一般競争入札を行わず随意契約により締結していた。

また、当該契約の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものがあった。(教育委員会)

- ・委託契約業務に係る検査について確認したところ、法律で定められた期間内に行われていないものがあった。(大阪府立藤井寺工科高等学校)

ウ 庶務諸給与関係

- ・管外旅費支給事務について確認したところ、昨年度の監査で注意喚起したにもかかわらず、精算の起案を怠っているものや遅れて行われているものがあった。(府民文化部)

- ・管外旅費の支給事務において、往路は新幹線を利用できたにもかかわらず、誤って往復航空機を利用する経路で支出したため、旅費が過払いとなっているとともに、航空賃の支払いを証明するに足る資料の添付のないものがあった。(府民文化部)
- ・通勤手当の支給事務について、病気休暇等により勤務実態がない期間があったにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあった。(商工労働部)
- ・通勤手当の支給事務について、病気休暇、産前休暇等により勤務実態がない期間があったにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあった。(環境農林水産部)
- ・通勤手当の認定事務において、最寄り駅の選択を誤ったため、同手当が過払いとなっているものがあった。(都市整備部)
- ・都市整備総務課、事業管理室及び公園課における通勤の実情に関する事後確認において、乗車区間が記載されていないＩＣカード定期券を使用している職員から使用履歴の提出を受けていない事例があり、実際の乗車区間を確認していなかった。なお、都市整備総務課及び事業管理室において、各職員の定期券等の現物を所属長が閲覧するのみであり、所属長が何を閲覧したのかの記録が残っていないことから、今後は事後確認が適切に行われたかどうかを客観的に確認できるような方法を検討されたい。(都市整備部)
- ・海外出張の旅費支給事務において、資金前渡の方法により支出された旅費の精算に必要となる証拠書類が添付されていなかった。(議会事務局)
- ・住居手当の認定事務において、書類不備があるにもかかわらず認定したため、同手当が過払いとなっているものがあった。(教育委員会事務局)
- ・扶養手当の認定事務において、事後の確認を行っていなかったため、扶養手当の受給要件が消滅したにもかかわらず認定を取り消すことなく支給し、同手当等が過払いとなっているものがあった。(教育委員会事務局)
- ・サービスにおける事務手続において、健康管理事業の健診事業（一日健診、１泊２日人間ドック）終了後に勤務に服すべき時間があるにもかかわらず、全日にわたり職務専念義務が免除されているものがあった。(教育委員会)
- ・通勤手当の支給事務において、事後確認のため定期券等の写しを提出させていた

ものの、支給内容と通勤実態との整合性の確認が不十分なものがあった。(大阪府立交野高等学校)

- ・ 服務における事務手続において、条例・規則で定める日数を超えて服喪休暇を承認したものがあった。(大阪府立河南高等学校)
- ・ 教育公務員特例法第 22 条第 2 項の規定に基づく研修について、校長による承認が研修実施後になされているものがあった。(大阪府立藤井寺工科高等学校)

エ 財産関係

- ・ 普通財産の無償貸付であって平成 22 年度末に契約更改となったものについて、貸付料の減免の根拠が不明瞭であるのに、従前どおり 5 カ年の長期の無償貸付で契約更改していたものがあった。(総務部)
- ・ 行政財産の使用許可事務及びこれに係る使用料の徴収事務において、使用許可対象や納入義務者の名称を誤って事務処理を行っており、さらに、後に是正の機会があったにもかかわらず、是正を行っていないものがあった。(大阪府立茨木西高等学校)

(2) 指示事項

ア 歳入関係

- ・府営住宅駐車場使用料の滞納対策について、駐車場契約解約済みの債権について回収施策が十分講じられていない。解約済の滞納債権について、例えば、居住中の債務者に対しては家賃と併せて督促を行う等、実効性のある回収策を早急に策定し、実施されたい。(住宅まちづくり部)

イ 歳出関係

- ・東京事務所と本庁間とのデジタル専用回線の利用にあたっては、昭和61年度契約当初に比較見積り書を徴取し、その後現在に至るまで、比較見積り書を徴取することなく、同一業者と随意契約を繰り返し行っている。デジタル専用回線の必要性も含め、今後の契約方法を検討するべきである。(政策企画部)
- ・エレベータ設備保守契約に係る契約金額の追加について、客観的な検証手続が実施されていないため、見積金額の妥当性を確認することができない。先方から入手した見積書については、業務毎の詳細な内訳明細を要求し、保守点検業務毎の価格の妥当性を検証するなど、契約金額の検証手続きを精緻化すべきである。また、エレベータ保守点検業務は、現在契約している4社の契約金額を比較考量した検証も含めて、十分に検証手続きを実施するよう検討されたい。(総務部)
- ・大阪版カーボン・オフセット制度オフセット・クレジット仲介機関設置運営の委託業務において、契約時の積算内容と実績との間に大幅な乖離があったにもかかわらず、詳細な原因調査が実施されず、積算額と同額で精算されていた。委託業務は本来、府が実施する業務を外部に発注するものであるため、発注者責任として、積算内容と実績との間に大幅な乖離があった場合には検査で詳細な原因調査をするとともに、当該原因調査結果を検査書類として残しておくべきである。(環境農林水産部)
- ・大阪府議会の会議録作成業務について、議会事務局の業者選定審査基準を満たす速記士を有することが必要であるとの理由で6社を選定し随意契約を行い、業務を6社に分割発注しているため、競争性が確保されていなかった。6社から徴した見積書は、項目及び金額全てが全社同一内容であり、十分な価格の検証がなされていなかった。また、契約書についても、各速記業者が担当する会議や業務量等が詳細に記載されておらず、発注者の裁量の余地の多いものとなっている。会議録作成業務の委託にあたっては、他県議会での入札による業務委託なども踏まえ、より経済的、効果的に行うとともに、公平性及び透明性の確保と府民への説明責任を果たすため、直ちに競争入札に向けた手続きを進められたい。なお、この会議録については、公文書としての価値が高く、大阪府の貴重図書であることから、電子化を図るなど保管方法の改善について早急に対応協議されたい。(議会

事務局)

ウ 庶務諸給与関係

- ・非常勤職員の採用手続について確認したところ、公募による応募者を不合格としたうえで公募によらない採用をしていた。これについて、決裁等を閲覧した限りでは、公募によらず採用した者に係る面接記録等の書類は確認できなかった。非常勤職員は公募制による採用が原則であることから、その方法によらない場合には、適切な採用手続を担保し、不採用とされた者との公平性の観点からは、同じ採点基準で採点したうえで採用を決定する等、客観的な採用の根拠もしくは判断基準等を示すべきである。(総務部)

エ 業務

- ・現状、債権回収・整理計画上の回収対象債権には、徴収猶予や破産手続中など個別に回収可能性を検討すべきものが含まれている。府民にわかりやすく説明する観点から、債権の実情に応じた記載方法について検討されたい。(総務部)
- ・平成22年度の債権回収・整理計画について、回収対象債権に整理対象債権とすべきものが含まれているにもかかわらず、すべて回収対象債権とし、その目標回収率を100%としていた。大阪府の新公会計制度においては、債権回収・整理計画の債権分類に基づき、引当金の算定がされることから、正確な債権分類ができるよう留意が必要である。計画策定時点において、十分な調査を行って債権の状況を正確に把握し、回収対象債権と整理対象債権を明確に区分し、目標回収額を適正に設定されたい。(総務部)
- ・工事検査の際のチェックリストは保存されておらず、また、検査後の不具合が生じた際の経緯がわかる書類は残されていない。内部統制上、検査員が実施した検査の結果であるチェックリストは検査調書として保管し、また、引渡し後の不具合により、請負業者と協議するような場合には、正確性を期すため書面を作成するなど、適切な検査が実施されているかの証跡を残すよう改めるべきである。(総務部)
- ・大阪労働大学講座においては、以下の事項につき検証の上、事業のあり方について見直しされたい。
(ア) 昭和28年度から大阪府と大阪市等により協議会を組織して実施してきた事業であるが、事業開始時から60年近くが経過し、労働問題を取り巻く環境の変化や受講者に占める企業の人事労務担当者と労働組合員の割合が低下していること、普及啓発事業と位置付けながら実際には人材育成事業となっていること及び今では大阪府単独の事業となっていることを踏まえ、事業のあり方について検証す

る必要がある。

- (イ) 事業開始当初は任意団体である協議会を組織して実施してきたことを踏まえれば、受講料は私の契約関係により徴収してきたものと解され、そのまま大阪府単独の事業として実施されるに至っても引き継がれているが、大阪府の事業の実施方法として適当か検証が必要である。また、平成15年度からは、(財)大阪労働協会に事業を委託するとともに、受講者確保への努力を促すため、受講料収入の多寡によらず委託料の変更をしない取扱いとなっているが、その妥当性についても検証が必要である。

(商工労働部)

- ・債権回収・整理計画上の回収対象債権には、本来であれば、個別に回収可能性を検討し、引当金を計上すべきものが含まれており、新公会計制度上、それらの債権のすべてに対して引当金を計上しないとする方針は、実状に合わず、合理的ではない。よって、回収可能性に疑義がある債権は、別途集計し、引当金の要否について検討されたい。また、修学資金貸付金などの免除債権に対する引当金については、その全額、あるいは、過去の免除額を基礎とした率で引当計上するにしても、他の債権に対する引当金とは性格を異にするため、内容がわかるように引当金の内訳を別途注記するなど、表示方法について検討されたい。(会計局)